

広島県病床転換助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、療養病床の転換を円滑に推進するため、県内に所在する病院又は診療所の開設者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）附則第2条に基づく病床の転換に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付の対象者)

第2条 この補助金を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人
- (2) 医療法第7条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（前号に該当する者を除く。）
- (3) 医療法第8条の規定により診療所の開設の届出をした者

(転換の対象となる病床)

第3条 転換の対象となる病床は、補助金の交付申請の初年度において、医療法第27条の検査を受け、許可証の交付を受けた病院又は診療所の病床のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床（指定介護療養型医療施設を除く。）
- (2) 医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床のうち、(1)に規定する療養病床とともに同一病院又は同一診療所内にあり、当該療養病床とともに転換を図ることが合理的と考えられるもの。

(転換の対象となる施設等)

第4条 転換の対象となる施設等は、次の施設等とする。

- (1) 介護医療院
- (2) ケアハウス
- (3) 介護老人保健施設
- (4) 有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上であるもので、かつ、介護保険制度における利用者負担第3段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。）
- (5) 特別養護老人ホーム
- (6) 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室
- (7) 認知症高齢者グループホーム
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 複合型サービス事業所
- (10) 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づくものに限る。）
- (11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅

(補助金交付の対象)

第5条 この補助金は、第3条に掲げる病床を減少させるとともに、前条に掲げる施設等の創設、改築又は改修により、病床の減少数に相当する数の範囲内において整備するものであって、当該施設が所在する市町介護保険事業計画担当部局及び広島県介護保険事業支援計画担当部局の承認を得て行われる事業（以下「転換事業」という。）に要する費用について交付するものとする。

ただし、次に掲げる費用については、交付の対象としない。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) その他病床転換に要する費用として適当とは認められないもの

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算定するものとする。ただし、算定して得た額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) 次表の第1欄に定める整備区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設等ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを施設等ごとに比較して少ない方の額を交付額とする。

整備区分	整備内容	基準額	対象経費
創設	療養病床等を有する既存の病院等の建物を取り壊さず、新たに第4条に掲げる施設等を整備すること。	第4条に掲げる施設等ごとに、転換する病床のうち転換前の病床数に1床当たり1,000千円を乗じて得た額（転換事業が複数年度にわたる場合については、この額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で知事が必要と認めた額	転換事業整備費又は転換事業整備請負費及び転換事業整備事務費（転換事業のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、その額は、転換事業整備費又は転換事業整備請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）
改築	療養病床等を有する既存の病院等の建物を取り壊して、新たに第4条に掲げる施設等に整備すること。	第4条に掲げる施設等ごとに、転換する病床のうち転換前の病床数に1床当たり1,200千円を乗じて得た額（転換事業が複数年度にわたる場合については、この額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で知事が必要と認めた額	ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、転換事業整備費又は転換事業整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。
改修	療養病床等を有する既存の病院等の建物の躯体構造を変更することなく、壁面の撤去等により建物の内部を改修し、第4条に掲げる施設等に転換すること。	第4条に掲げる施設等ごとに、転換する病床のうち転換前の病床数に1床当たり500千円を乗じて得た額（転換事業が複数年度にわたる場合については、この額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で知事が必要と認めた額	

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定により提出する書類は、次のとおりとする。

交付申請書	様式	部数	添付書類	提出期限
病床転換助成 事業補助金交 付申請書	別記様式第1号	1部	1 申請額算出内訳書(別記様式第2号) 2 事業計画書(別記様式第3号) 3 年度別施設整備内訳(別記様式第4号) (当該施設整備事業が複数年度にわたる計画 である場合) 4 歳入歳出予算書(見込書)抄本 法人の場合は収支予算書(見込書) (別記様式第5号) 5 工事費見積書, 工事費費目別内訳書, 工事 事務費費目別内訳書等の写し 6 工事に係る設計図及び平面図等の写し 7 整備工事箇所の写真	9月末日

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項及び第3項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容のうち、次に掲げる事項を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ア 施設等の設置場所(ただし、設置予定敷地内における変更であって、機能を著しく変更しない軽微なものを除く。)

イ 施設等の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微なものを除く。)

ウ 入所定員又は利用定員

エ 整備区分の変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業完了後は、指定期日までに知事の完了検査等を受けなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、不動産及びその従物については、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保の用に供してはならない。ただし、規則第5条第2項の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は国の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成13年厚生労働省告示第239号)」に定める期間を経過した場合はこの限りでない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(8) 補助事業を行うため締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記様式第15号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

(11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による報告は、次によるものとする。

報告の内容	報告の時期	報告書の様式	部数
工事の着工	工事着工時から1週間以内	別記様式第6号	1部
工事の進捗状況	知事が別に定める日	別記様式第7号	1部

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定により提出する書類は次のとおりとし、その提出期限は当該補助事業が完了した日若しくは当該補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月5日のいずれか早い日とする。

報告書	様式	部数	添付書類
病床転換助成事業補助金実績報告書	別記様式第8号	1部	1 精算額算出内訳書（別記様式第9号） 2 事業実績報告書（別記様式第10号） 3 支出済事業費内訳（別記様式第11号） 4 歳入歳出決算書（見込書）抄本 法人の場合は収支決算書（見込書）（別記様式第12号） 5 請負の場合は工事請負契約書の写し、直営の場合は支払い領収書の写し 6 工事仕様書、支出済工事費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書の写し 7 工事の完了を確認することができる検査済証の写し （当該施設整備事業が複数年度にわたる計画である場合の初年度については、工事出来高調書（別記様式第13号）並びに工事出来高証明書（別記様式第14号） 8 工事に係る設計図及び平面図等の写し 9 整備工事箇所の写真 10 業者選定時から工事完了までの経緯 11 抵当権の設定を確認することができる資料 （当該施設整備事業により抵当権を設定した場合）

(帳簿等の保存期間)

第 12 条 補助金を受ける者は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 50 年間保管しておかなければならない。

なお、補助金を受ける者が地方公共団体である場合には、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（別記様式第 16 号）を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 50 年間保管しておかなければならない。

(転換の対象となる病床に係る特例)

第 13 条 第 2 条に規定する者であつて、第 3 条に規定する病床を、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「基準」という。）附則第 13 条の規定に基づき入所者一人当たり 6.4 m²以上の療養室として、介護医療院又は介護老人保健施設へ転換しようとする者が、令和 5 年度末までに、基準第 3 条第 2 項第 1 号に基づく入所者一人当たり 8.0 m²以上の療養室に改修等する場合については、当該改修等を第 5 条に規定する転換事業とみなし、この要綱の適用とする。この場合において、第 3 条中「補助金の交付申請の初年度において」とあるのは「介護医療院又は介護老人保健施設の病床への転換時において」と読み替えるものとする。

2 前項の適用となる転換事業については、次に掲げる各項のいずれも満たすものとする。

(1) この補助金の交付を受けていない者が行う転換事業

(2) 介護医療院又は介護老人保健施設に転換する前に、事業実施計画書（別記様式第 17 号）を知事に提出した者が行う転換事業

附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 7 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 9 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。